令和６年１０月　教育委員提案 ②

スクールロイヤーについて
（今後の方向性や活用方法等）

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

1　スクールロイヤーとは

- 近年、虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、学校や教育委員会のみでは対応しきれず、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加（H31の文部科学省調査で約76%の自治体が弁護士の必要性を感じていると回答）。
- 特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることを期待。
- 自治体の顧問弁護士のように争訟に発展しうる場合に学校や教育委員会の立場を代理して対応する弁護士ではなく、教育や福祉分野に精通しており、問題の早期解決や事案発生防止の観点から、学校の対応に対して初期段階から助言を行ったり、研修等を通じて教職員の普及啓発を図るなどの取組を行なう弁護士を指す。

※文部科学省「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第２版）」を参考に戸田市教育委員会が作成

2　スクールロイヤーの活用例

①　助言・アドバイザー業務

- 学校を支える専門家の一員として、法的なアドバイスを行う活動です。早期に学校関係者からの相談にのり、法的課題が深刻化することを防ぐ活動を行なう。単に法的観点に限らず、ソーシャルワークの視点から、学校のアセスメント（見立て）とプランニングをサポートし、子供への支援のあり方を基本に検討するという視点をもって対応。

②　代理・保護者との面談への同席等

- 保護者等が限度を超えた要求を繰り返したり、学校・教育委員会に対して危害を加えることを告知したりするような場合や、保護者側の代理人として弁護士が就き、法的論争を必要とする場合等、弁護士が学校や教育委員会の立場に立った代理人として、保護者等との学校や教育委員会の交渉の窓口となることにより、学校や教育委員会の過度な時間的・精神的負担を軽減。

③　教職員への研修

- いじめ、体罰、児童虐待、生徒指導等、また、法教育、個人情報を含むコンプライアンス、保護者への対応等について弁護士による教職員への研修の実施。

④　児童生徒に対する法教育等の出前授業

- 法律の専門家としての知見に基づきゲストティーチャーとして法教育やいじめ予防授業、消費者教育やワークルール教育等があげられる。

※文部科学省「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第２版）」を参考に戸田市教育委員会が作成

3　スクールロイヤー配置の全国的な広がり

専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）に相談できる体制の有無

● 専ら教育行政に関与する弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）に相談できる体制がある自治体は都道府県で83%、指定都市で80%、中核市で64.5%、市町村等（中核市を含む）で11.3%であった。

スクールロイヤーに相談できる体制の有無



（※）専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）：
自治体の法務全般に関与する顧問弁護士とは別に、教育行政に係る法務相談を行うことを目的に契約している弁護士

スクールロイヤーへの相談体制を構築している自治体数の推移（R2～R4）

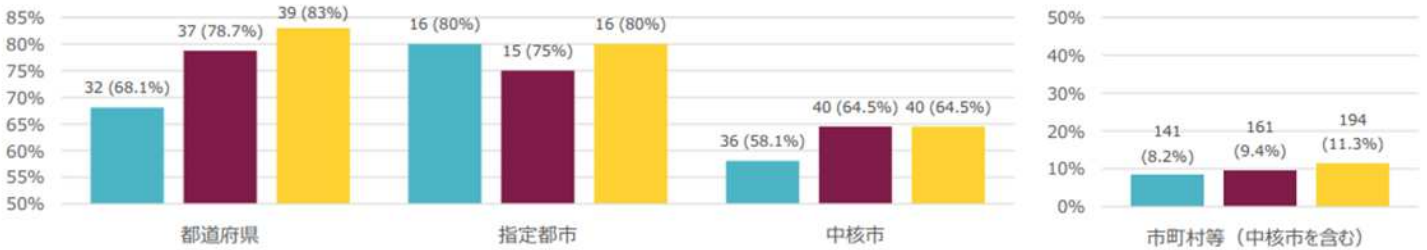

文部科学省　教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和４年度）

- 文部科学省の令和４年度の調査では、都道府県・指定都市、市町村においてもスクールロイヤーの配置は増加。
- 都道府県・指定都市では８割が配置しているが、中核市を含む市町村では、1割程度にとどまっている状況。

※市町村では、自治体の顧問弁護士に相談できる自治体は88%以上。

4　スクールロイヤーの更なる活用促進について

令和６年３月14日日本弁護士連合会教育行政に係る法務相談体制の普及に向けた意見書【抜粋】

- スクールロイヤーをスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと並んで、学校教育法施行規則上に位置付けるべきである。
- 助言・アドバイザー業務及び代理人業務の双方の必要性に鑑み、手引き等において、専ら助言・アドバイザー業務を担う弁護士と、学校や教育委員会の代理人となり得る弁護士が、事案に応じて適切に対応できるよう体制の構築方法及び具体的な運用方法を明記すべき
- 各都道府県・市町村の教育委員会は、文部科学省が進める教育行政に係る法務相談体制の整備に当たり、各地の弁護士及び弁護士会と協力の上、同体制において、専ら助言・アドバイザー業務を担う弁護士と、学校や教育委員会の代理人となり得る弁護士が、事案に応じて適切に対応出来る体制を構築すべきである。

令和６年３月28日付け文部科学省通知【抜粋】

- （前略）保護者等が限度を超えた要求を繰り返したり、学校や教育委員会に対して危害を加えることを告知したりするような場合については、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接保護者等とやりとりをすることが適切な事案もある。
- 文部科学省においては、スクールロイヤーによる「助言・アドバイザー業務」及び「代理・保護者との面談への同席等」の双方の業務内容を含む法務相談体制の整備方法及び具体的な運用方法について、今後、整理を進めることとしているところ、各教育委員会においても、双方の業務の重要性に鑑みて、事案に応じて適切に対応できる体制の整備等について検討すること。
- さらに、学校における働き方改革の推進に当たって、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題との認識が強まっている中、文部科学省ではこれまで都道府県教育委員会等において作成された対応マニュアルや手引きについての情報提供を行ってきた（後略）。

◆ これまで学校の対応に対する助言、アドバイザー業務が主であり、学校側の代理人として保護者との調整に当たる等の取組事例は少なかった。

◆ 今後は、助言・アドバイザー業務にかかわらず、重大な事態と考えている場合に学校側の代理人としてスクールロイヤーが保護者と直接交渉する方向性が打ち出されたところ。

5　本市におけるスクールロイヤーの活用状況①

- 本市においても、法的観点から学校教育、教育行政を支援いただく「教育委員会ロイヤー」を令和２年４月より設置。※本市ではアドバイザーボードの委員等も務めていただいており「教育委員会ロイヤー」と呼んでいる。
- 小美野達之弁護士（堺みくに法律事務所）に令和２年４月より継続して委嘱中。



＜小美野先生のご略歴＞
○ 平成２４年に弁護士登録。
○ 多くの学校や教育委員会でコンプライアンス等の研修の講師やコミュニティ・スクールの委員を務められるなど、教育に関連する様々な方面で活躍中。
○ 現在、兵庫教育大学教職大学院、早稲田大学教育学部等でも教鞭をとる。

- 小美野弁護士には、教育委員会ロイヤーとして、
  - 学校や教育委員会が対応に苦慮している事案等に対する法的観点からの助言
  - 教育委員会職員や学校の教職員に対する研修会等の実施による啓発活動

  に携わっていただいている。
  また、戸田市教育委員会アドバイザーボードの外部有識者として本市の教育改革全体に対してもアドバイス等をいただいている。
- 実績としては、
  法的観点からの助言事案（いじめの対応、保護者対応、学校が法的に対応を要する事案等）
  学校等での教職員向け研修（R2～R4にかけて市内全校で1回以上実施、R6は８校で実施）
- その他、教育総合データベースの導入に当たっては、個人情報保護の観点から、三部裕幸弁護士、木村一樹弁護士の指導助言を受けつつ推進。

5　本市におけるスクールロイヤーの活用状況②

◆教育委員会ロイヤーによる学校等での研修について





- ✓ 市内全校で小美野弁護士によるロイヤー研修を実施。
- ✓ 小美野弁護士には、「教育的思考」と「法的思考」の違いを理解し、法的視点にたって対応する場合の考え方等について解説、実際のいじめや保護者とのトラブル等の事例を題材とした事例研修を行っていただき、教職員の対応力の向上につなげていただいている。

◆今後の本市におけるロイヤー活用の方向性について

- ✓ 学校が対応に苦慮する事案が増えている一方、ロイヤーによる助言・アドバイスをいただく機会は依然として限定的。今後は、学校の対応に係るロイヤーの更なる活用を進めるため、ロイヤー活用の効果などを学校により一層周知していく。
- ✓ 学校の代理人として保護者と対応することについては、国の方で「体制の整備方法及び具体的な運用方法について、今後、整理を進める」とされていることから、国の動きを注視しつつ、本市においても小美野弁護士と相談しつつ検討していく。